

防衛省訓令第32号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第2項並びに自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第25条第1項、第31条及び第36条の規定に基づき、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年9月4日

防衛大臣 森本 敏

幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令の一部を改正する訓令

幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、技術幹部候補生」を削り、「6種」を「5種」に改める。

第3条第2項中「一般幹部候補生試験」を「一般幹部候補生試験（大卒程度試験）」に改め、同項第1号中「大学院において正規の課程を2年以上修め、修士の学位を受けた者にあつては28歳」を「大学院の修士課程若

しくは専門職大学院の課程を修了した者又はこれに相当すると認められる者（次項及び第5項において「修士課程修了者等」という。）にあつては、28歳」に改め、同項第2号中「第2条の2」を「前条」に改め、同条第3項中「一般幹部候補生試験」を「一般幹部候補生試験（大卒程度試験）」に、「陸曹長」を「陸曹長」に改め、同項第2号中「第2条の2」を「前条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 年齢20歳以上28歳未満の日本の国籍を有する者（修士課程修了者等に限る。）であつて、一般幹部候補生試験（院卒者試験）に合格したものは、陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、一般幹部候補生を命ずる。

第3条に次の1項を加える。

5 年齢20歳以上28歳未満の修士課程修了者等である自衛官で一般幹部候補生試験（院卒者試験）に合格した者は、現に陸曹長、海曹長又は空曹長の階級にある者にあつては当該階級において、その他の者にあつ

ては陸曹長、海曹長又は空曹長に昇任させ、それぞれ一般幹部候補生を命ずる。

第4条を削る。

第3条の2中「各号の1」を「各号のいずれか」に改め、同条を第4条とする。

第10条第1項中「第3条から第7条までに規定する」を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第1号の筆記試験の種目及び出題分野は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第10条関係）

試験の種類	筆記試験の種目	専門試験の出題分野	
		多肢選択式	人文科学、社会科学及び理学・工学のうちから1科目選択
一般幹部候補生試験（大卒程度試験）	一般教養試験（多肢選択式）及び専	記述	心理学、教育学、英

)	門試験（多肢選択式及び記述式）	式	語、行政学、法律、経済、国際関係、社会、数学、物理、化学、情報工学、電気、電子、機械（造船を含む。）、土木、建築、航空工学及び海洋学・航海学のうちから1科目選択
一般幹部候補生試験（院卒者試験）	一般教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）	多肢選択式	人文科学、社会科学及び理学・工学のうちから1科目選択
		記述式	行政学、法律、国際関係、数学、物理、化学、情報工学、電気、電子、機械（造船を含む。）、土木、建築、航空工学及

			び海洋学・航海学の うちから1科目選択
医科幹部 候補生試験	一般教養 試験（多 肢選択式 ）及び専 門試験（ 多肢選択 式及び記 述式）	医学	
歯科幹部 候補生試験	一般教養 試験（多 肢選択式 ）及び専 門試験（ 多肢選択 式及び記 述式）	歯学	

薬剂科幹部候補生試験	一般教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）	薬学
------------	---------------------------------	----

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の日（附則第5項において「施行日」という。）前に一般幹部候補生を命ぜられた者（この訓令による改正前の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第3条第2項又は第3項の規定により一般幹部候補生を命ぜられた者に限る。附則第5項において同じ。）又は技術幹部候補生を命ぜられた者に係

る任用等については、この訓令による改正後の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。